

品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付要綱

令和7年10月15日区長決定 要綱第217号

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）を実施する事業者に対し、品川区（以下「区」という。）がその経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、当該事業者の事業運営の安定化、新規開設の促進、および質の高いサービスの継続的な提供を支援し、もって区内に居住する障害のある児童（以下「障害児」という。）およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（助成対象事業者）

第2条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社その他の法人であること。
- (2) 運営する放課後等デイサービス事業所が区内に所在し、品川区指定障害児通所支援事業者および指定障害児入所施設の指定等に関する規則（令和6年9月30日規則第63号。以下「規則」という。）第2条第3項に規定する指定（以下「指定」という。）を受けたものであること。
- (3) 第3条第2項に定める開設後物件賃借料助成の申請については、運営する放課後等デイサービス事業所において、区内に居住する障害児の利用登録者数が別表で定める割合以上であること。
- (4) 助成の対象となる年度において、放課後等デイサービス事業を継続する見込みであること。

（助成対象経費）

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 開設前賃借料等助成
 - ア 物件初期費用助成（礼金および仲介手数料）
 - イ 物件賃借料助成
 - ウ 駐車場賃借料助成
- (2) 開設後物件賃借料助成

（助成金額）

第4条 前条各号に規定する助成金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 助成対象事業者が、同一の助成対象経費について、国、東京都その他の地方公共団体または公共的団体から他の助成金等の交付を受ける場合は、当該助成対象経費の額から当該他の助成金等の額を控除した額を、本要綱における助成対象経費の額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 物件初期費用助成

- ア 規則第2条第2項の規定により区から指定を受けた指定通知書の写し
- イ 事業所の借上げに係る賃貸借契約書の写しおよび平面図
- ウ 礼金および仲介手数料を負担したことが分かる書類（領収書等）
- エ その他区長が必要と認める書類

(2) 物件賃借料助成

- ア 規則第2条第2項の規定により区から指定を受けた指定通知書の写し
- イ 事業所の借上げに係る賃貸借契約書の写しおよび平面図
- ウ 賃借料を負担したことが分かる書類（領収書等）
- エ その他区長が必要と認める書類

(3) 駐車場賃借料助成

- ア 規則第2条第2項の規定により区から指定を受けた指定通知書の写し
- イ 送迎に使用する車両であることが分かる書類
- ウ 送迎に使用する車両を駐車する駐車場代を支払ったことが分かる書類（領収書等）
- エ その他区長が必要と認める書類

(4) 開設後物件賃借料助成

- ア 規則第2条第2項の規定により区から指定を受けた指定通知書の写し
- イ 事業所の借上げに係る賃貸借契約書の写しおよび平面図
- ウ 賃借料を負担したことが分かる書類（領収書等）
- エ 区内に居住する障害児の利用登録者数が別表で定める割合以上であることが分かる書類
- オ その他区長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請は、次に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号における交付申請については、指定を受けた日（以下「指定日」という。）から指定日の属する月の末日まで。
- (2) 前項第4号における交付申請については、助成対象期間中の各会計年度の3月1日から3月末日まで。ただし、助成対象期間の末日が3月より前に到来する場合は、指定日から起算して3年を経過した日の前月の末日までとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときは、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に際し、助成金の適正な執行を確保するために必要な条件を付することができる。

（請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金請求書（第4号様式）を速やかに区長に提出し、当該助成金を請求しなければならない。

（交付）

第8条 区長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を助成対象経費以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの要綱に違反したとき。

(4) 品川区暴力団排除条例（平成24年7月9日品川区条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者に該当するとき。

(5) 第2条各号に掲げる要件を満たしていないとき。

(6) 正当な理由なく、第13条に規定する報告の求めまたは立入検査を拒んだとき。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により交付決定の取り消しを求める場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消し、または返還を求めるときは、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金取消通知書（第5号様式）により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

（違約加算金）

第11条 前条の規定により助成金の返還を命じられた事業者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く）を区に納付しなければならない。

（開設後3年以内の事業廃止等に伴う助成金の返還）

第12条 第3条第1項各号の交付決定事業者が、事業所の指定日から起算して3年を経過する日までに、区長がやむを得ないと認める正当な理由なく事業を廃止または休止したときは、当該事業者は、第3条第1項に係る助成交付額に次の各号に掲げる事業所の指定日からの経過期間の区分に応じて定める割合を乗じた額を区に返還しなければならない。

(1) 1年未満 50%

(2) 1年以上2年未満 40%

(3) 2年以上3年未満 30%

(状況報告および立入検査)

第13条 区長は、助成金の使途および助成事業の遂行状況について、必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、または職員をして事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(関係書類の整理保管)

第14条 交付決定事業者は、助成事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整理し、当該助成事業完了後5年間、これを保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年11月1日から適用する。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

助成 区分	助成金 の種類	助成対象経費	補助率・助成上限額	助 成 対 象期間	その他
開設 前賃 借料 助成	物件初 期費用 助成	建物の賃貸借契約を締結し、指定日までに生じた賃貸借に係る礼金および仲介手数料（その他の手数料等は助成対象外）	助成対象経費の10／10 ただし、1事業所あたり1,000,000円を上限とする。	開 設 時 （ 1 回 限り）	
	物件賃 借料助 成	建物の賃貸借契約を締結し、指定日までに生じた事業所の借上げに要する賃借料（管理費・共益費を含む）	助成対象経費の10／10 ただし、1事業所あたり月額400,000円を上限とする。	指 定 日 か ら 起 算 し て 過 去 3 か月間	
	駐車場 賃借料 助成	送迎に使用する車両を駐車するために賃貸借契約を締結し、指定日までに生じた駐車場の借上げに要する賃借料（最大3台分まで）	助成対象経費の10／10 ただし、1台あたり月額30,000円を上限とする。	指 定 日 か ら 起 算 し て 過 去 3 か月間	
開設 後物 件賃	物件賃 借料助 成	指定日から事業所の借上げに生じた賃借料（管理費・共益費を	助成対象経費の1／2 ただし、1事業所あ	指 定 日 か ら 起 算 し て	当該助成金の交付を受ける放課後等デイサービス事業所にお

借料 助成		含む)	たり月額200,000円を上限とする。	3年を経過した日の前月の末日まで	いて、助成対象期間中の各月の末日時点における利用登録児童数の合計のうち、2／3以上が区の支給決定または措置決定を受けている障害児であること。
----------	--	-----	---------------------	------------------	--

年 月 日

品川区長 様

(申請者)

事業所名

所在地

代表者氏名

担当者氏名

担当者連絡先

品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付申請書

品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおりに申請します。

記

1 助成対象経費

☐	開設前賃借料等助成	☐	開設後物件賃借料助成
--------------------------	-----------	--------------------------	------------

2 指定日

3 交付申請回数(開設後物件賃借料助成のみ)

☐	1回目	☐	2回目	☐	3回目	☐	4回目
--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	-----

4 申請額

円

内訳

項 目	金 額
開設前賃借料等助成 (ア～ウの合計)	円
ア. 物件初期費用助成	円
イ. 物件賃借料助成	円
ウ. 駐車場賃借料助成	円

項 目	金 額
開設後物件賃借料助成	円

5 助成対象期間

6 添付書類 (添付するものにチェックを付けてください。)

- ☐ 障害児通所支援事業所の指定通知書の写し
- ☐ 事業所の借上げに係る賃貸借契約書の写しおよび平面図
- ☐ 礼金および仲介手数料を負担したことが分かる書類(領収書等)
- ☐ 賃借料を負担したことが分かる書類(領収書等)
- ☐ 送迎車両であることが分かる書類
- ☐ 送迎車両を駐車する駐車場代を支払ったことが分かる書類(領収書等)
- ☐ 利用登録児童の利用契約書の写し
- ☐ 別紙1～別紙3(開設前賃借料等助成は別紙3のみ)
- ☐ その他区長が必要と認める書類

品川区放課後等デイサービス事業所開設助成金交付申請書

1 補助対象事業所

事業所名 _____ 事業所所在地 _____

2 利用実績

助成対象期間	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
総利用登録者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
区内利用登録者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

利用登録者に占める区民の割合	
----------------	--

品川区放課後等デイサービス事業所開設助成金交付申請書

利用登録者名簿

番号	受給者番号	児童氏名	区内	住所	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

利用登録者総数 合計

区民利用登録者数 合計

区民割合

品川区放課後等デイサービス事業所開設助成金交付申請書

1 開設前賃料助成

物件初期費用助成	費 用
礼金	円
仲介手数料	円
助成対象経費 計	円
助成上限額	1,000,000円
物件初期費用助成 計	円

物件賃貸借料助成	月	月	月	費 用
賃借料(管理費・共益費を含む)	円	円	円	円
助成上限額	400,000円	400,000円	400,000円	1,200,000円
物件賃貸借料助成 計	円	円	円	円

駐車場賃貸借料助成	月			月			月			費 用	送迎車両台数
送迎車両台数	1台目	2台目	3台目	1台目	2台目	3台目	1台目	2台目	3台目		
賃借料(管理費・共益費を含む)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	台
助成上限額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	270,000円	
駐車場賃貸借料助成 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
開設前賃料助成 合計										円	

2 開設後物件賃借料助成

年 月～ 年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	費 用
賃借料(管理費・共益費を含む)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
助成率	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	-
助成対象経費 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
助成上限額	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	2,400,000円
開設後物件賃借料助成合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

3 交付申請額 円

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付について、下記のとおり決定したので、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、通知します。

記

交付額 _____ 円

内訳

項 目	金 額
開設前賃借料等助成 (ア～ウの合計)	円
ア. 物件初期費用助成	円
イ. 物件賃借料助成	円
ウ. 駐車場賃借料助成	円

項 目	金 額
開設後物件賃借料助成	円

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金について、下記の理由により不
交付としたので、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付要綱第6条第
1項の規定に基づき、通知します。

記

理由

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

品川区長 様

事業所名
所在地
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

請 求 書

令和 年 月 日付品福施収第 号で交付決定のあった助成金について、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

【取引口座】

金融機関名：
支店名：
口座の種類：
口座番号：
口座名義：

【書類発行責任者】

【担当者】

第5号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付決定取消・返還通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した助成金について、下記の理由により取り消したので、品川区放課後等デイサービス事業所開設費用等助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、既に交付されている助成金については、下記の返還期日までに返還を命じます。

記

- 1 理由
- 2 返還金額
- 3 返還期日
- 4 返還方法